

事務連絡
平成24年7月9日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
放送大学学園理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省独立行政法人の長
公立学校共済組合理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
各文部科学省所管特例民法法人の長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官

今夏の電力需給対策の節電目標の改定について

日頃より、電力需給対策について御協力いただき、誠にありがとうございます。

今夏の電力需給対策については、平成24年5月18日付け「今夏の電力需給対策について」(24文科施第117号城井文部科学大臣政務官通知)によりお知らせしているところですが、このたび関西電力の公表を受け、大飯原子力発電所3号機の再稼働が確実となったことから、官房長官会見で示されたとおり、平成24年6月22日決定の「今夏の節電目標の改定方針について」(別紙)のとおり節電目標の改定が決定されましたので取り急ぎお知らせします。

なお、本件に関する公文については、後日の通知となりますのでご承知おきください。

また、沖縄電力管内に所在する各機関におかれましては、電力需給がひっ迫している状況ではありませんが、政府の動きについて参考までにお知らせいたします。

【問い合わせ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画部
参事官付

03-5253-4111 (内線 2324)

今夏の節電目標の改定方針について

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 節電目標の改定にあたっての基本的考え方

- (1) 平成24年6月16日に開催された四大臣会合において、政府は、大飯原子力発電所3号機、4号機の再起動を決定した。
- (2) 大飯原子力発電所3号機が再起動された後、4号機が再起動される予定であり、3号機、4号機の再起動には、それぞれ約3週間を要する見込みである。
- (3) その際、再起動の作業が遅延する可能性があるため、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となる段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）までは、「今夏の電力需給対策について（平成24年5月18日電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議）」で決定された節電目標を堅持することが必要である。
- (4) 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階。）において、次の方針に従い、節電目標を改定する。

なお、大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う節電目標の改定については、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階を目途にその方針を固め、大飯原子力4号機の再起動が確実となった段階で改定する。

2. 大飯原子力発電所3号機の再起動に伴う節電目標の改定方針

大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）において、「今夏の電力需給対策について」で決定された節電目標を以下のとおり改定する。

- ①大飯原子力発電所3号機の再起動により、中西日本（中部、関西、北陸、中国、四国、九州電力）において、電力の供給力が約170万kW増加¹することに合わせ、関西電力管内の節電目標を、一昨年比▲10%以上に低減する。
- ②中部、北陸、中国電力管内においては、広域レベルでの節電目標の共有を一部継

¹ 約170万kWのうち、大飯原子力発電所3号機の出力は、118万kW。残りは、揚水汲み上げ電力の増加等に伴う揚水供給力の増加分。

続することとし、定着した節電分相当²を数値目標として設定する³。

③四国、九州電力管内については、現在の節電目標を維持する⁴。

④数値目標を伴う節電要請期間及び時間は変更しない。

なお、大飯原子力発電所の再起動は、基本的に、中西日本地域の供給増をもたらすものであり、東日本地域の節電目標等は変更しない。

＜現在の節電目標と改定後の節電目標＞

	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
現在の節電目標	▲ 5 % 以上	▲ 1 5 % 以上	▲ 5 % 以上	▲ 5 % 以上	▲ 7 % 以上	▲ 1 0 % 以上
改定後の節電目標	▲ 4 % 以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲ 1 0 % 以上	▲ 4 % 以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲ 3 % 以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲ 7 % 以上	▲ 1 0 % 以上

これら、数値目標を伴う節電を要請することにより、引き続き、中西日本全体において、+3%以上の供給予備率を確保する。

以上

² 「定着した節電」とは、需給検証委員会で示されたとおり、現在行われている無理のない節電（ストレスが小さく、かつ、コストが少ない、もしくは投資回収ができるもの）を指す。例えば、照明や空調の調整等による節電が挙げられる。

³ 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%であることから、中部、北陸、中国電力管内の節電目標を、それぞれ▲4%以上、▲4%以上、▲3%以上とする。

⁴ 四国電力管内については、▲7%以上の節電目標は、単独で需給ギャップを解消した上で余力があれば需給がひっ迫している他地域への電力融通を行うという前提であった。大飯原子力発電所3号機が再起動した後も、中西日本全体では、電力供給の余力があるとはいえないため、四国電力管内については、▲7%以上の節電目標を維持する。